

松ヶ浦荘デイサービスセンター

(指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス) 利用料金表

【基本サービス費について】

大規模型通所介護費 (I)

サービス 提供時間	負担割合 介護度	基本単位 (1日あたり)		
		1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	356	712	1,068
	要介護2	407	814	1,221
	要介護3	460	920	1,380
	要介護4	511	1,022	1,533
	要介護5	565	1,130	1,695
4時間以上 5時間未満	要介護1	374	748	1,122
	要介護2	428	856	1,284
	要介護3	484	968	1,452
	要介護4	538	1,076	1,614
	要介護5	594	1,188	1,782
5時間以上 6時間未満	要介護1	541	1,082	1,623
	要介護2	640	1,280	1,920
	要介護3	739	1,478	2,217
	要介護4	836	1,672	2,508
	要介護5	935	1,870	2,805
6時間以上 7時間未満	要介護1	561	1,122	1,683
	要介護2	664	1,328	1,992
	要介護3	766	1,532	2,298
	要介護4	867	1,734	2,601
	要介護5	969	1,938	2,907
7時間以上 8時間未満	要介護1	626	1,252	1,878
	要介護2	740	1,480	2,220
	要介護3	857	1,714	2,571
	要介護4	975	1,950	2,925
	要介護5	1,092	2,184	3,276
8時間以上 9時間未満	要介護1	644	1,288	1,932
	要介護2	761	1,522	2,283
	要介護3	881	1,762	2,643
	要介護4	1,002	2,004	3,006
	要介護5	1,122	2,244	3,366

**通所介護相当サービス費**

			基本単位	
			1か月の提供回数 <b>5回以上</b>	1か月の提供回数 <b>4回まで</b>
区分	対象	負担割合		
通所型サービス1 (週に1回程度)	事業対象者 要支援1	1割	1,672/月	384/回
		2割	3,344/月	768/回
		3割	5,016/月	1,152/回
区分	対象	負担割合	1か月の提供回数 <b>9回以上</b>	1か月の提供回数 <b>8回まで</b>
通所型サービス2 (週に2回程度)	要支援2	1割	3,428/月	395/回
		2割	6,856/月	790/回
		3割	10,284/月	1,185/回

**松ヶ浦荘デイサービスセンター**  
**(指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス) 利用料金表**

【加算について】

項番	加算項目	単位区分	基本単位
1	生活機能向上連携加算Ⅰ	1か月につき	100単位
2	生活機能向上連携加算Ⅱ【100単位】	1か月につき	200単位
3	個別機能訓練加算Ⅰイ	1日につき	56単位
4	個別機能訓練加算Ⅰロ	1日につき	85単位
5	個別機能訓練加算Ⅱ	1か月につき	20単位
6	入浴介助Ⅰ	1日につき	40単位
7	入浴介助Ⅱ	1日につき	55単位
8	中重度者ケア体制加算	1日につき	45単位
9	ADL維持等加算Ⅰ	1か月につき	30単位
10	ADL維持等加算Ⅱ	1か月につき	60単位
11	認知症加算	1日につき	60単位
12	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	60単位
13	栄養アセスメント加算	1か月につき	50単位
14	栄養改善加算	1回につき	200単位
15	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月毎)	1回につき	20単位
16	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月毎)	1回につき	5単位
17	口腔機能向上加算Ⅰ	1回につき	150単位
18	口腔機能向上加算Ⅱ	1回につき	160単位
19	科学的介護推進体制加算	1か月につき	40単位
20	サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	22単位
21	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき	18単位
22	サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日につき	6単位
23	運動機能向上加算	1か月につき	225単位
24	若年性認知症利用者受入加算(事業対象者・要支援)	1か月につき	240単位
25	生活機能向上グループ活動加算	1か月につき	100単位
26	選択的サービス複数実施加算Ⅰ	1か月につき	480単位
27	選択的サービス複数実施加算Ⅱ	1か月につき	700単位
28	事業所評価加算	1か月につき	120単位
29	サービス提供体制強化加算Ⅰ・事業対象者、要支援1	1か月につき	88単位
30	サービス提供体制強化加算Ⅱ・事業対象者、要支援1	1か月につき	72単位

31	サービス提供体制強化加算Ⅲ・事業対象者、要支援1	1か月につき	24単位
32	サービス提供体制強化加算Ⅰ・要支援2	1か月につき	176単位
33	サービス提供体制強化加算Ⅱ・要支援2	1か月につき	144単位
34	サービス提供体制強化加算Ⅲ・要支援2	1か月につき	48単位
35	送迎減算（片道）	1回につき	▲47単位
36	介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の	×5.9%
37	介護職員処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の	×4.3%
38	介護職員処遇改善加算Ⅲ	合計単位数の	×2.3%
39	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の	×1.2%
40	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の	×1.0%

	要件		
1	ご利用いただく方の身体の状態等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合に3月1回を限度に算定します。 ※2との同時算定はしません。		
2	ご利用いただく方の身体の状態等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合に算定します。 ※個別機能訓練加算（介護）及び運動機能向上加算（事業対象者・支援）を算定している場合【1月あたり100単位】となります。 ※上記1との同時算定はしません。		
3	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し機能訓練を行っている場合に算定します。 ※4との同時算定はしません。		
4	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し機能訓練を行っている場合に算定します。 ※3との同時算定はしません。		
5	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し機能訓練を行っている場合に算定します。		
6	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し入浴介助を行った場合に算定します。 ※7との同時算定はしません。		
7	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し入浴介助を行った場合に算定します。 ※6との同時算定はしません。		
8	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合に算定します。		
9	ご利用いただく方に対し、指定通所介護を行った場合、12か月に限り、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※10との同時算定はしません。		
10	ご利用いただく方に対し、指定通所介護を行った場合、12か月に限り、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※9との同時算定はしません。		
11	基準を超える介護職員又は看護職員を配置し、認知症のご利用いただく方の割合が一定以上であり、かつ認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置している場合に算定します。		
12	若年性認知症の方に、指定通所介護を行った場合に算定します。		
13	ご利用いただく方に対し、管理栄養士が介護職員と共同して栄養アセスメントを行った場合に算定します。		
14	ご利用いただく方の低栄養状態の改善を目的として、個別に栄養食事相談等の栄養管理を行った場合に、1月2回を限度に3月のみ算定します。（要件により継続算定する場合あり）		
15	ご利用いただく方の口腔の健康状態、又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。ただし、当事業所以外ですでに同加算を算定している場合は算定しません。 ※16との同時算定はしません。		

16	ご利用いただく方の口腔の健康状態、又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。ただし、当事業所以外ですでに同加算を算定している場合は算定しません。 ※15との同時算定はしません。
17	ご利用いただく方の口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃又は嚥下機能訓練の指導もしくは実施を行った場合に「基準」に掲げる区分に従い、月に2回を限度に3月のみ算定します。（要件により継続算定する場合あり） ※18との同時算定はしません。
18	ご利用いただく方の口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃又は嚥下機能訓練の指導もしくは実施を行った場合に「基準」に掲げる区分に従い、月に2回を限度に3月のみ算定します。（要件により継続算定する場合あり） ※17との同時算定はしません
19	ご利用いただく方に対して、指定通所介護を行った場合に算定します。
20	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※21,22との同時算定はしません。
21	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※20,22との同時算定はしません。
22	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※20,21との同時算定はしません。
23	基準を超える機能訓練指導員を配置し、計画に基づいて実施された場合に算定します。
24	若年性認知症の方に、指定通所介護相当サービスを行った場合に算定します。
25	計画に基づき生活機能向上グループ活動サービスを1週間に1回以上実施している場合に算定します。 ※14,17,18,23,26,27との同時算定はしません。
26	ご利用いただく方に対し、運動機能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービスの内、複数のサービスを実施した場合に算定します。（2種類） ※14,17,18,23との同時算定はしません。
27	ご利用いただく方に対し、運動機能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービスの内、複数のサービスを実施した場合に算定します。（3種類） ※14,17,18,23との同時算定はしません。
28	一定基準を満たした場合に算定します。
29	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※30,31との同時算定はしません。
30	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※29,31との同時算定はしません。
31	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※29,30との同時算定はしません。
32	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※33,34との同時算定はしません。
33	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※32,34との同時算定はしません。
34	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※32,33との同時算定はしません。
35	事業所が送迎を行わなかった場合に減算します。
36	介護職員の処遇の改善等を実施している指定通所介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※37,38との同時算定はしません。
37	介護職員の処遇の改善等を実施している指定通所介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※36,38との同時算定はしません。
38	介護職員の処遇の改善等を実施している指定通所介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※36,37との同時算定はしません。

39	介護職員の処遇の改善等を実施している指定通所介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※40との同時算定はしません。
40	介護職員の処遇の改善等を実施している指定通所介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※39との同時算定はしません。

※「基準」とは、「別に厚生労働大臣が定める基準」をいいます。

**松ヶ浦荘デイサービスセンター**  
**(指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス) 利用料金表**

【介護保険サービス外の利用料金について】

	項目	概要	利用料金
1	食事代	食事提供のあるご利用いただく方にご負担いただきます。 金額には「おやつ代」を含みます。	650円/食
2	おやつ代	おやつ単品の金額となります。	70円/食
3	サービス提供地域外の送迎サービス	サービス提供地域外の送迎サービスを提供する場合、要した費用の実費相当額をいただきます。 (サービス提供地域を超えた地点から片道1km毎)	50円/km
4	レクリエーション活動	ご利用いただく方の希望により、レクリエーション活動に参加していただくことができます。	材料代等の 実費
5	ご利用料金支払手数料 (マリンネット)	利用請求書に記載されている請求金額に引落手数料を加算して引落しさせていただきます。	100円+消費税